

新規米加工品需要開発事業実施要領（案）は、平成 21 年度予算により実施する事業に係るものですが、予算成立後できるだけ早く事業を実施するため、予算成立前に公表しているものです。このため、今後変更があり得ますので、あらかじめご承知おきください。

新規米加工品需要開発事業実施要領（案）

平成 20 年 4 月 15 日付け 20 総食第 32 号
農林水産事務次官依命通知
一部改正 平成〇年〇月〇日〇総食第〇〇号

第 1 趣旨

新規米加工品需要開発事業（以下「補助事業」という。）は、米粉パンや米粉麺、米粉による洋菓子等の新規米加工品の技術普及等について支援を行い、米加工品を取り扱う食品製造業者の拡大を図ることにより、原料米の利用を拡大し、もって自給率向上に資することを目的とする。

第 2 事業実施期間

事業実施期間は、平成 20 年度から平成 22 年度までとする。

第 3 事業内容

補助事業で実施する事業の種類は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 中央会議の開催
- (2) 製造技術講習会の開催
- (3) 製造機械及びその技術の研修会の開催
- (4) 製品、機械及び技術の情報交換会の開催
- (5) その他第 1 に定める趣旨に資する事業

第 4 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、補助事業の実施に必要な経費を別に定めるところにより助成する。

第 5 事業実施主体

補助事業の実施主体は、毎年度、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が別に定める公募要領に基づき応募した者の中から選定された団体（以下「事業実施主体」という。）とする。

第6 事業実施計画

事業実施主体は、毎年度、別記様式1号に定める事業実施計画を作成し、総合食料局長の承認を受けるものとする。

第7 事業の実施

事業実施主体は、総合食料局長の承認を得て、必要に応じ、補助事業の一部を民間団体等と共同で実施（事業実施主体が民間団体等に委託する場合を含む。）できるものとする。

第8 指導・助言

国は、補助事業の円滑かつ適切な推進を図るため、事業実施主体に対して必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

第9 報告

- 1 事業実施主体は、補助事業の実施結果を補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、別記様式2号により作成し、総合食料局長に報告するものとする。
- 2 国は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、補助事業に関して必要な報告を求めることができるものとする。

別記様式1号（第6関係）

平成〇〇年度新規米加工品需要開発事業実施計画書

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

新規米加工品需要開発事業実施要領第6の規定に基づき、平成〇〇年度新規米加工品需要開発事業実施計画を下記のとおり作成したので提出する。

記

I 事業の目的

II 事業の種類毎の計画

III 事業達成目標及び期待される効果

注1 「II 事業の種類毎の計画」の記載について

- (1) 事業の種類毎に区分して記載すること。
- (2) 内容、時期、場所（地域）、対象者などを記載すること。なお、数値（回数、人数、部数等）は必ず記載すること。

注2 「III 事業達成目標及び期待される効果」の記載について

定性的な目標だけでなく、可能な限り数値目標を設定すること。

別記様式2号（第9の1関係）

平成〇〇年度新規米加工品需要開発事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地

団体名

代表者名

印

新規米加工品需要開発事業実施要領第9の1の規定に基づき、平成〇〇年度新規米加工品需要開発事業実施結果を下記のとおり報告する。

記

I 事業の目的

II 事業の種類毎の実施結果

III 目標の達成状況及び得られた効果

注1 「II 事業の種類毎の実施結果」の記載について

- (1) 事業の種類毎に区分して記載すること。
- (2) 内容、時期、場所（地域）、対象者などを記載すること。なお、数値（回数、人数、部数等）は必ず記載すること。

注2 「III 事業達成目標の状況及び得られた効果」の記載について

定性的な記述だけでなく、可能な限り定量的な効果も記載すること。